第明治三十種郵便物認可　三十五年三月三日

年度の欠損金発生額のそれぞれの別表七(一)「当　(6)　に改める。
災害損失欠損金額」）　」」

別表十一付表四の表中「

支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金発生額 (支配関係事業年度以後の事業年度のそれぞれの別表七(一)「当期分の災害損失金又は青色欠損金」)

」を「

支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金発生額 (支配関係事業年度以後の事業年度のそれぞれの別表七(一)「当期分の青色欠損金額又は災害損失欠損金額」)

」に改め、同表の記載要領第11号中「「支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金発生額　（支配関係事業年度以後の事業年度のそれぞれの別表七　(8)　を　(一)「当期分の災害損失金又は青色欠損金」）　」」を「「支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金発生額　（支配関係事業年度以後の事業年度のそれぞれの別表七　(8)　(一)「当期分の青色欠損金額又は災害損失欠損金額」）　」」に改める。

別表十一付表五の記載要領第１号中「、租税特別措置法」を「、所得税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第３号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「令和５年旧措置法」という。）」に、「(租税特別措置法」を「(令和５年旧措置法」に改め、同第11号中「租税特別措置法」を「令和５年旧措置法」に改め、同号(1)及び(2)中「に租税特別措置法」を「に令和５年旧措置法」に改め、同号(3)中「に係る」を「法人税法施行規則の一部を改正する省令（令和５年財務省令第34号）による改正前の法人税法施行規則」を用い、同第四号(1)中「当該事業年度以前の事業年度において」を「別表七(二)付表一「４」の金額のうちに」に改め、「の適用を受ける又は受けた場合には、別表七(二)付表一「４」の金額からこれらの規定」を用い、「ものに限る。)」を「ものに限る。(1)において「特例対象外欠損金額」という。)がある場合には、当該特例対象外欠損金額」に改める。

別表十一の表中「

適用年度終了の時における前期以前の事業年度又は連結事業年度から繰り越された欠損金額及び個別欠損金額	8

」を「

適用年度終了の時における前期以前の事業年度から繰り越された欠損金額	8

」に、「

適用年度終了の時における前期以前の事業年度又は連結事業年度から繰り越された欠損金額及び個別欠損金額	19

」を「

適用から 年度終了の時における前期以前の事業年度繰り越された欠損金額	19

」に改め、同表の記載要領第１号を次のように改める。

１　この表は、法人が法第59条第１項又は第２項（会社更生等による債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入）(同項の規定を同条第５項又は震災特例法第17条第１項（被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用を受ける場合（所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第６号）第11条の規定による改正前の租税特別措置法第67条の５の２第１項（中小企業者の事業再生に伴い特定の組合財産に係る債務免除等がある場合の評価損益等の特例）の規定の適用を受ける場合を含む。)に記載すること。

別表十一の記載要領第11号(1)中「若しくは」を「又は」に改め、「又は令和２年旧法第58条第２項（青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越し)」を「の、同号(2)中「令和２年改正法」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。(3)及び(4)において「令和２年改正法」という。)」に改め、同号(3)中「令和２年旧法第57条第６項（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）に規定する承認の取消し等の場合又は」を削り、「若しくは」を「又は」に、「これら」及び「令和２年旧法第81条の９第６項（連結欠損金の繰越し)」を「同項」に改め、同号(4)中「、令和２年旧法第57条第９項若しくは第58条第４項」を削る。

別表十一付表の記載要領第11号(3)中「令和２年改正法第３条の規定による改正前の法人税法第81条の９第３項（連結欠損金の繰越し)」を「令和２年改正法附則第28条第３項（欠損金の通算に関する経過措置)」に改める。

別表十四の表中「

適用年度終了の時における前期以前の事業年度又は連結事業年度から繰り越された欠損金額及び個別欠損金額

」を「

適用年度終了の時における前期以前の事業年度から繰り越された欠損金額

」に、「

欠損金又は災害損失金の当期控除額 (別表七(一)「４の計」)又は((別表七(二)「３」の当期分以外の計)＋(別表七(二)「６」の当期分以外の計))

」を「

欠　損　金　の　当　期　控　除　額 (別表七(一)「４の計」)又は((別表七(二)「３」の当期分以外の計)＋(別表七(二)「６」の当期分以外の計))

」に改め、同表の記載要領第１号中「若しくは所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。以下この号において「令和２年改正法」という。)第３条の規定による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和２年旧法」という。)第59条第２項（会社更生等による債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入)（令和２年改正法第23条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第17条第１項（被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含み、令和２年旧法第59条第２項第３号に掲げる場合に該当する場合を除く。第５号において同じ。)」を「、法」を「、法人が法」に改め、「若しくは令和２年旧法第59条第３項」を削り、「又は」の次に「法人が」を加え、同第11号中「法人が」及び